

日本頭蓋顎顔面外科学会誌 投稿規定

1. 投稿の資格, 条件

- 1) 本誌への投稿は, 原則として本学会会員に限る。ただし編集委員会が認めた場合はその限りではない。なお, 全著者が論文内容について異議のないことを証明するために全著者より署名を得ること。
- 2) 投稿に際し本誌綴じ込みの申し込み用紙および承諾書に必要事項を記入のうえ添付のこと。投稿規定に添わない原稿は返却, 訂正を求める。
- 3) 論文は他誌に未発表のものであり, かつ他の著作権を侵害しないものに限る^{注1)}。ただし例外として, 他誌に発表されたものについて, 異なる言語で書かれた論文など一定の要件を満たし, 編集委員会が認めたものに関しては二次出版を認める^{注2)}
(International Committee of Medical Journal Editors による Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals (<http://www.icmje.org/>) に準拠)。
注1: 著作権に関しては, 「機関誌掲載論文における他の著作物の著作権保護について」(26巻2号 p.233)を参照のこと。
注2: 「本機関誌への二次出版論文の投稿について」(26巻2号 p.234)を参照のこと。
- 4) 論文は著者の所属する施設の倫理綱領およびヘルシンキ宣言を遵守し, 症例の提示は, 患者プライバシー保護指針(外科関連学会協議会策定)^{注3)}に則り, 著者が嚴重な注意を払い, かつ責任を負うものとする。
注3: 「機関誌掲載論文の患者プライバシー保護について」(26巻2号 p.235~236)を参照のこと。
- 5) 全文英語論文も可とするが, ただし前項の規定に倣うこと。
- 6) 治験論文, または医薬部外品や医療機器等に関する調査研究論文については, 利益相反の有無を本文の最後に記述し, 開示書を添付すること。その他本規定3-8)を参照のこと。
- 7) 掲載後の論文の著作権は図表を含め本学会に帰属する。

2. 論文の採否, 修正

論文の採否は査読を経て編集委員会で決定する。必要な場合には書き換え, 修正等を求めることがある。あるいは, 委員会の責任において字句の修正をすることがある。投稿原稿は原則として返却しない。

3. 原稿の書き方

1) 原稿の書式

A4判の用紙を用い, ワードプロで入力する。施設名の入った用紙は使用しないこと。文字の大きさは10.5ポイントとする。査読・編集時に書き込みを行うことがあるため, 余白・行間を十分に設ける。

余白は上下左右を3.5cmとする。本文には, 余白の下中央に通しのページ番号を, 左にページごとの行番号を振る。

日本語は40字×20行(800字詰)で, 横書き, ひらがな, 常用漢字, 新かな使いを用い, “である”調とする。

原稿用紙のサンプルが学会ホームページにあるので, 適宜ダウンロードして使用のこと。

図・写真は, カラー掲載希望の場合はカラープリント,

モノクロ掲載希望の場合はモノクロプリントで提出する。

2) 原稿データ

データはCD, DVD等に収め, 投稿原稿に添付する。図・表・写真のデータも添付する。ソフトウェアは, 本文はWord, 表はExcel, 図・写真はPowerPointを用いる。図・写真データは印刷に使用できる程度の解像度を有すること。図・表・写真上の文字や記号, 描線などは画像化しないこと。

3) 原稿の内容

頭蓋顎顔面外科学ならびにこれに関連のある領域とする。区分は以下の通りとし, 編集委員会において決定する。

- a. 総説: ある研究課題についての歴史的展望と現在の動向を紹介する論文。原則として編集委員会の依頼による。
- b. 原著: 独創性に富み, 目的と結論が明確な新知見のある研究論文。
- c. 症例: 頭蓋顎顔面外科的に興味ある症例についての報告。
- d. 短報: 独創的な研究, アイデア, 仮説などを内容とする比較的短い論文。
- e. その他, 編集委員会において適宜決定する。

4) 提出部数など

原稿は正1部, 副3部(本文, 図, 表, 写真などすべて)の計4部を提出する。写真は4部とも鮮明であること。副原稿3部は査読時のブラインド化のために, タイトル, 本文, 図表等のすべてについて, 著者名および所属がわかる記載を消去しておくこと。その他, 本規定の1-2), 3-2)を参照のこと。

5) 本文記述の順序

第1枚目(表紙)に希望分類, 和文タイトル, 和文著者名と所属, 英文タイトル, 英文による著者名と所属, キーワード(5つ以内/和英併記), 第2枚目に英文アブストラクト(150~200語くらい), 第3枚目以降を本文とする。通しのページ番号1から開始し, はじめに, 方法, 結果, 考察(考案), まとめ, 謝辞, 文献の順に記述する。

6) 英文

英文タイトル, アブストラクトおよびキーワードは, 英語を母国語とする者の校閲を受けること。

7) 用語

数字はアラビア数字を用い, 度量衡の単位はm, cm, mm, $\mu\text{m}/\text{kg}$, g, mg, $\mu\text{g}/\text{day}$, h, min/l, dl, ml, $^{\circ}\text{C}$ (温度), $^{\circ}$ (角度)などとする。外国人名, 地名, 和訳しにくい用語以外は日本語を用いる。年号は西暦にする。薬品名・製品名などは一般名を用い, 必要に応じ商品名や製造元などを併記する。略語を用いる場合は, 初出時に正式名を併記する(CT, MRIなど一般化しているものはそのまま用いてよい)。用語は原則として日本医学会医学用語辞典第3版, 形成外科用語集に従う。

8) 利益相反

治験論文, または医薬部外品や医療機器等に関する調査研究論文については, 本文の最後に利益相反の有無を明記する。利益相反のある場合には, 関係する企業・団体名も

明記する。

例) 利益相反 なし

利益相反 あり。本研究に関する費用は株式会社○○○が負担した。

9) 文献

配列は引用順とし、著者が3名以下のときは全員、4名以上のときははじめの3名までを書き、あとは「他」または「et al.」をつけ加える。文献は本文との関連を明らかにし、本文中の引用箇所には肩番号をつけ照合する。書き方は次の様式に従う。

a. 雑誌

著者名：題名、誌名 巻：ページ、発行年（西暦）

(例) Mofid MM, Manson PN, Robertson BC, et al : Craniofacial distraction osteogenesis ; a review of 3278 cases. *Plast Reconstr Surg* 108 : 1103-1114, 2001

(例) 塗 隆志, 上田晃一, 岡田 雅, 他 : 眼窩骨保存治療例に認めた眼窩骨の再生. *日頭顎顔会誌* 30 : 43-48, 2014

b. 単行本

著者名：書名（-版） ページ、発行所、発行地、発行年（西暦）

(例) 田嶋定夫 : 顔面骨骨折の治療（2版）155-164, 克誠堂出版, 東京, 1999

c. 分担執筆

著者名：題名、書名（-版）、編者名（-編） 巻：ページ、発行所、発行地、発行年（西暦）

(例) Zide BM : Upper lip reconstruction. *Plastic Surgery*, edited by JG McCarthy 3 : 2027-2037, WB Saunders Co, Philadelphia, 1990

10) 図・表・写真

図（グラフ、写真）、表はA4判の用紙に印刷し、図○○○、表○○○と番号をつける。図、表、写真の説明は和文とし、図は用紙の下部、表は上部に記入する。また、図、表の挿入場所を本文余白に指定する。なお、図、表の大きさに特に指定を要する場合は編集事務局まで連絡する。

4. 掲 載

1) 著者校正

原則として1回のみとし、著者の責任で行う。語句や組版の誤りを正すにとどめ、大幅な改変は許されない。

2) 費用

a. 掲載論文：6ページまでを無料とし、それを超過した場合は、著者は超過1ページにつき15,000円を負担する。

なお、印刷ページ1ページは、図・表・写真8枚程度、文字2,100字程度が、それぞれ相当する。

b. 別刷：6ページ30部までは無料とし、それ以上は実費を著者負担とする。

c. その他：カラー印刷は、掲載1ページあたり60,000円（写真1点含む）、写真1点追加ごとに2,000円の実費を申し受ける。その他、印刷に特に費用を要するものは、実費を著者負担とする。

5. 原稿の送り先

〒169-0072

東京都新宿区大久保2-4-12

新宿ラムダックスビル9階

(株) 春恒社 学会事業部内

日本頭蓋顎顔面外科学会誌編集事務局宛

TEL 03-5291-6231/FAX 03-5291-2177

E-mail : tougai @ shunkosha.com

会員各位

機関誌掲載論文における他の著作物の著作権保護について

日本頭蓋顎顔面外科学会
機関誌編集委員長 小林誠一郎

このほど、本機関誌掲載論文における他の著作物の著作権保護につきまして、投稿規定に明記いたしました。各位におかれましては、すでにご留意いただいていることと思いますが、下記をご参照のうえ、ご執筆にあたっては、著作権法に基づき、適正に著作物を使用いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、下記掲載につきまして、一般社団法人医書出版協会の多大なるご理解ご協力をいただきましたこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

記

■論文執筆に関して

引用…以下の七つの条件を満たしており、かつ内容が適正ならば原則として許諾手続きは不要。

- (1) すでに公表された著作物であること。
- (2) 引用する「必然性」があること。
- (3) 引用部分が明瞭に区分されていること。
- (4) 引用部分とそれ以外の部分に「主従関係」があること。
- (5) 原則として、原形を保持して掲載すること。
- (6) 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用をしないこと。
- (7) 出所（出典）を明示すること。

■転載…書面による転載許諾が必要（まずは発行元へ許諾申請）

※上記の「引用」以外に他人の著作物を再利用する場合はすべて「転載」に当たる。

※図表を改変して転載する場合、発行元だけでなく著作者の了解も必要なので注意を要する。

また、「出所の明示」に加えて「…より改変」などの"ことわり"を入れること。

■自著からの著作物の再使用…発行元の書面による転載許諾が必要

※自分の著作物を別の書籍・雑誌に再び使用（再使用）する場合であっても、出版契約により出版社の許諾を必要とする場合があるので、出版社に問い合わせること。

※共著者がいる場合、共著者全員の許諾が必要な場合があるので注意を要する。

日本医書出版協会ホームページ「著作物を利用する上でのご注意」より抜粋、一部改変
©Japan Medical Publishers Association, 2005

■論文執筆のための資料収集に関して

文献の複写（コピー）…必要な場合は、著作権法にのっとり、適法の範囲内で行うこと。

個人または家庭内などで使うために自ら複写する場合（著作権法第30条）、図書館において調査研究等のため一部分を複写する場合（著作権法第31条）等のごく限られた範囲以外は、すべて著作権者の許諾が必要。出版物の奥付または扉裏の「委託出版物表示」を確認し、必要に応じ許諾を受けること。

日本医書出版協会ホームページ「医学・看護文献をコピーされる方へ」より抜粋、一部改変
©Japan Medical Publishers Association, 2005

■全文URL（ぜひご一読ください）

「著作物を利用する上でのご注意」 <http://www.medbooks.or.jp/forauthor/QUOT-2.html>

「医学・看護文献をコピーされる方へ」 <http://www.medbooks.or.jp/copy/>

以 上

会員各位

本機関誌への二次出版論文の投稿について

日本頭蓋顎顔面外科学会
機関誌編集委員長 小林誠一郎

日本頭蓋顎顔面外科学会誌編集委員会は、以下の規定を満たす論文に関しては、二次出版として本誌への投稿を認めます。

1. 二次出版論文は、一次出版論文と異なる言語で書かれ、一次出版論文のデータ、解釈を忠実に反映したものであること。
2. 二次出版論文は主として一次出版論文と異なる読者層のために書かれていること。
3. 一次出版論文の編集責任者の許諾文書と既刊論文（別刷りもしくはコピーを3部）を添えて日本頭蓋顎顔面外科学会誌編集事務局に提出すること。
4. 二次出版論文の表題頁の脚注に、一次出版論文の掲載雑誌名、巻、頁、発行年、表題、およびその論文の二次出版であることを明記すること。
5. 二次出版論文の投稿は、一次出版論文の掲載雑誌の発行後とする。
6. 論文の構成・形式は本誌投稿規定に従うこと。
7. その他、International Committee of Medical Journal EditorsによるUniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals (<http://www.icmje.org/>) に準拠すること。

なお、論文の採否は編集委員会で決定し、二次出版論文の著作権は本学会に帰属するものとします。

以 上

会員各位

機関誌掲載論文の患者プライバシー保護について

日本頭蓋顎顔面外科学会
機関誌編集委員長 小林誠一郎

このほど、本機関誌における患者プライバシー保護につきまして、投稿規定に明記いたしました。

本学会は、平成17年12月16日付で、外科関連学会協議会の「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」に賛同しております。各位におかれましては、すでにご留意いただいていることと思いますが、下記指針ならびにヘルシンキ宣言、各所属施設の倫理綱領を遵守の上ご投稿いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における 患者プライバシー保護に関する指針」

医療を実施するに際して患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。医学論文あるいは学会・研究会において発表される症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い。その際、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。

以下は外科関連学会協議会において採択された、症例報告を含む医学論文・学会研究会における学術発表における患者プライバシー保護に関する指針である。

- 1) 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする。(神奈川県、横浜市など)。
- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。

- 8) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人，小児では保護者）から得るか，倫理委員会の承認を得る。
- 9) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省，厚生労働省及び経済産業省）（平成13年3月29日，平成16年12月28日全部改正，平成17年6月29日一部改正，平成20年12月1日一部改正）による規定を遵守する。

平成16年4月6日
（平成21年12月2日一部改正）

外科関連学会協議会 加盟学会	（平成16年9月21日付）	日本関節鏡学会
日本外科学会	日本整形外科学会	（平成18年8月25日付）
日本気管食道科学会	（平成17年8月1日付）	東日本整形災害外科学会
日本救急医学会	日本手の外科学会	（平成18年9月6日付）
日本胸部外科学会	（平成17年8月20日付）	日本集中治療医学会
日本形成外科学会	日本整形外科スポーツ医学会	（平成18年11月13日付）
日本呼吸器外科学会	（平成17年9月7日付）	日本ヘリコプター学会
日本消化器外科学会	日本外傷学会	（平成18年12月8日付）
日本小児外科学会	（平成17年12月14日付）	日本外科代謝栄養学会
日本心臓血管外科学会	日本熱傷学会	（平成19年5月11日付）
日本大腸肛門病学会	日本美容皮膚科学会	日本腰痛学会
日本内分泌外科学会	（平成17年12月16日付）	（平成19年7月9日付）
日本麻酔科学会	日本頭蓋顎顔面外科学会	日本肺癌学会
	（平成17年12月19日付）	（平成19年12月4日付）
	日本股関節学会	日本膵臓学会
本指針に賛同している学会	（平成17年12月28日付）	（平成19年12月20日付）
日本肝胆膵外科学会	日本皮膚アレルギー学会	日本臨床外科学会
日本血管外科学会	（平成18年1月27日付）	（平成21年9月15日付）
日本喉頭科学会	日本肘関節学会	日本消化器病学会
日本呼吸器内視鏡学会	（平成18年3月24日付）	（平成21年11月12日付）
日本乳癌学会	日本皮膚科学会西部支部	日本消化器がん検診学会
日本腹部救急医学会	（平成18年5月15日付）	（平成21年12月25日付）
（平成16年6月4日付）	中部日本整形外科災害外科学会	日本門脈圧亢進症学会
日本胃癌学会	（平成18年7月21日付）	（平成22年1月5日付）
（平成16年6月24日付）	日本胆道学会	日本皮膚科学会東海地方会
日本食道学会	（平成18年8月3日付）	

URL:<http://www.jssoc.or.jp/other/info/privacy.html>

「ヘルシンキ宣言」和訳（日本医師会訳）

日本医師会ホームページURL:http://www.med.or.jp/wma/helsinki02_j.html

以 上